

供給約款等以外の供給条件認可申請書

営 提 営 第 1 号

平成27年11月27日

経 済 産 業 大 臣 林 幹 雄 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番82号

九 州 電 力 株 式 会 社

代 表 取 締 役 瓜 生 道 明
社 長

電気事業法第21条第1項ただし書の規定により，次のとおり供給約款等以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の 供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実 施 期 日 および実施期間	別紙に記載したとおりであります。

別紙

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

平成27年5月29日の口永良部島（新岳）噴火の影響により、当社供給区域内のお客さまが生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、鹿児島県熊毛郡屋久島町に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された鹿児島県熊毛郡屋久島町において被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの避難指示等解除日の属する料金計算月、翌料金計算月および翌々料金計算月分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長する。
2. 被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されない場合は、避難指示等の発令日から避難指示等の解除により電気の使用を再開する日（原則として避難指示等解除日の6か月後までに電気の使用を再開するものとする。）の前日までの期間に限り、電気料金を免除する。
3. 被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されず需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行った場合で、その申込みが避難指示等解除日の6か月後までに行われ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。
 - (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること
 - (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力をこえないこと

4. 被災されたお客さまが被災後、再建等のため、臨時電灯または臨時電力の申込みを行った場合で、その申込みが避難指示等解除日の6か月後までに行われたときは、その臨時工事費を免除する。

5. 従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力、農事用電力、深夜電力、第2深夜電力、時間帯別電灯、季時別電灯、高負荷率型電灯、ピークシフト電灯および低圧季時別電力の被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、被災日から避難指示等解除日の6か月後までは、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

6. 被災されたお客さまが被災後、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および電流制限器の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込みが避難指示等解除日の6か月後までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

附

則

附 則

1. 本供給条件実施の際現に供給条件等以外の供給条件（平成27年6月2日付け平成27・06・02資第1号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
2. 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

(添付書類)

電気事業法施行規則第27条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第27条第1号)

供給約款又は選択約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第27条第1号)

供給約款又は選択約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

供給約款又は選択約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

平成27年5月29日の口永良部島（新岳）噴火の影響により、当社供給区域内のお客さまが生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、下記地域に災害救助法が適用され、被災されたお客さまに対し、供給約款等以外の供給条件を設定しております。

一方、現時点においても火山活動が継続し、今後も予断を許さない状況であり、また、火砕流や泥流による家屋の倒壊や火山灰による被害等、甚大な被害により、多くの方々が長期にわたる避難生活を余儀なくされている状況にあります。

このため、被災されたお客さまに対し、電気事業法第21条第1項ただし書の規定に基づき、供給約款等以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

鹿児島県熊毛郡屋久島町

以 上